

# 「就職難」は都市伝説か

樋 口 和 彦

- 1 「The Lawyers」2015年4月号は「ロースクールと法曹の未来を創る会」主催のセミナーを紹介し、そこでは、「金融経済系フリー記者」伊藤歩氏の講演が掲載されている。

その講演は、弁護士未登録者数の推移と内容から、「就職難」は都市伝説であるかのごとく主張している。

すなわち、66期修習修了者（司法試験合格者が司法研修所に入所した時期を「期」で表し、65期の入所者の翌年の入所者が66期という具合に毎年一期ずつ増加する。また、66期は平成24年に入所したものであることを示す。）の12月の一斉登録時（司法研修所を修了して弁護士になろうとする者は日本弁護士連合会と所属単位会に登録する。登録可能となった最初の日が「一括登録日」とされる。）の未登録者570人は多いように見えるが、①それは翌年1月以降に登録予定の者が少なくないので、一斉登録時の未登録者全員が就職できないわけではない、②一斉登録の2か月後にも「就職難」にある者は、「登録見込み」54名、「企業・官庁・研究職等で就業」29名の合計83名を除けば、68人、3.3%に過ぎない、と言うのである。

- 2 仮に上記の数字が正しいとして、それは「就職難都市伝説」の根拠となるものであろうか。

第1に、登録者数と「就職難」はイコールではない。確かに未登録者でも就職できないから登録しなかったというものばかりではなかろう。しかし、他方、登録したものの中にも「就職難」のために意に沿わない形態で登録した者も多く含まれているであろう。ミスマッチ（就職者の希望と就職先の実態のミスマッチ）、ノキ弁、即独がそれである（これについては後に再度検討する。）。

第2に、66期について、一斉登録1か月後でも15%超（312名）の未登録者がいる。「就職難」の定義にもよるが、一般常識からはこの

数字は「就職難」と呼ぶのに十分であろう。

なお、「登録見込み」者及び「企業・官庁・研究職等で就業」者を「就職難」の数字から排除する合理性は疑わしいが、それにしても論者によれば一斉登録の2か月後の未就職者は3.3%である。

総務省統計局の調査によれば、完全失業者率は、2014年が3.6%、2015年が3.4%、2016年は3.3%である。これと遜色ないから弁護士の就職難は都市伝説という主張なのであるが、多くの時間と費用をかけ、困難な司法試験を突破してきた者の非就職率としてはやはり相当高いと言えるのではないだろうか。

演者である伊藤氏だけでなく、このような数字を「就職難都市伝説」の根拠として披露する「ロースクールと法曹の未来を創る会」の見識を疑わざるを得ない。

3 さて、日弁連が実施した、「65・66期弁護士に対する就職状況調査アンケート」なるものがある。回収率は27.4%であった。悪条件下に留まる者はそうでない者に比較して回答しない者が多いと推測されるから、本アンケートは実際の状況を正しく反映しておらず、アンケート結果とその分析は差し引いて検討されるべきであろうが、一つの有効な参考数値ではあるから、若干の紹介を試みよう。

① 一斉登録時の未登録の理由として就職活動継続中が41.8%である。

66期は未登録者が570名だから、就職活動継続中はその41.8%、238名となる。一斉登録時の未登録者が就職できない人というわけではないとする伊藤氏の言は確かにその通りだが、一斉登録時に238名もの修習修了者が就職できないでいることは忌々しき事態である。

② 登録したものの中に「事務所内独立採算弁護士」（既存法律事務所に所属するが給料等の支給はなく独立採算で職務を行なう者で「ノキ弁」と呼ばれる。）、「独立開業」（既存事務所に所属して実務のトレーニングを受けることなく最初から独立開業する者で「即独」と呼ばれる。）が含まれている。それが登録者中111名（11.2%）である。66期の修習修了者2034人から裁判官任官者96人、検事任

官者 82 名を除くと 1856 人となる。そしてそこから未登録者 570 人を控除した 1286 人が弁護士登録者だとすると、その 11.2%、144 人の多くが「ノキ弁」又は「即独」ということになる。

③ 一斉登録時に就職未定者と「ノキ弁」及び「即独」の合計が 382 人（238 人+144 人）となる。これを多いと評価するか少ないと評価するかは論者の価値観に任せるしかないが、少なくとも「就職難」が都市伝説などでないことは明らかであろう。

④ なお、アンケート結果によると、一斉登録日から 1 年 7 か月ないし 7 か月の間に勤務弁護士が 42 名、4.2% 減となっている。この短期間に勤務弁護士でなくなった者の多くは独立開業したのではなからうか。現に、弁護士界ではそのような若手弁護士が少なくなく見受けられる。アンケート上は、同期間に就業形態及び就職先を変更した者が 39 名、3.9% となっている。その理由も、「やりたい仕事ができなかった」、「収入に満足できなかった」、「自分の将来性が感じられなかった」とするものが多い。これを総合してみれば、就職難のために、「就職できればどこでも」との感覚で勤務弁護士となるも所属事務所との軋轢等が生じて退職し独立する者が少なくないことをうかがわせる。前記 1856 人の 3.9% とすれば 72 人である。「ノキ弁」、「即独」の 382 人にこのミスマッチ分を加えれば 452 人となる。

さらに、「やりたい仕事ができるようにしたい」、「収入に満足できない」、「就業先の業務拡大・発展の見込みがない」、「自分の将来性が感じられない」という理由で就業先・就業形態を変えたいと考えている者を潜在的ミスマッチと見れば、それは 30% 超であり、1856 人の 30% 超であれば、これだけでも 550 人を上回るのである。

4 以上、伊藤氏の講演及び「ロースクールと法曹の未来を創る会」の希望的観測にも拘らず、弁護士の就職状況には極めて厳しいものがあることは疑いを差し挟まない。

憲法は裁判官の身分と報酬の安定を規定し、裁判官の職権行使の独立を保障しようとしている。人間は弱いという前提で、他の権力からの独

立を保つためには地位や収入を安定させる必要があるということを慮った規定である。制度的に地位・収入の安定を求めることは恥ずかしいことではないのである。

司法の一翼を担う弁護士にしても同様のことが言える。地位が不安定で収入が少ないという全体的状況の中で時に権力に抗し、依頼者から相対的に独立して基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命を全うできるのであろうか。そのようなことができる資質を有する者が存在することは否定しない。しかし、英雄を前提とするシステムは破綻する。英雄でない普通の人間でも弁護士としての使命を遂行しうる制度こそが求められよう。

その時、他の職よりも多大な時間と費用を掛け、何よりも不確実性という大きなリスクを背負って法曹資格を得て来た者に、就職さえまならない状況を甘受させて良いのであろうか。そのような状況下にある者に対して他者が基本的人権擁護と社会正義の実現を求められようか。そのような職場に有為な人材が集められるのであろうか。

司法は、紛争解決機関である。弁護士は、司法と市民をつなぐ窓口ないし架け橋としての存在にあたる。その「架け橋」には、きちんと依頼者の話を聞き、論点を整理し、法的に再編し、理論的かつ正確に叙述する能力が要求される。弁護士に有為な人材が求められ、司法試験・司法修習という厳格なハードルが課されているのは、これをくぐり抜けたうえで「架け橋」として最低限の能力を具備させるための仕組みであるが、有為な人材が集まらなないと、この仕組みが崩壊する。すなわち、司法紛争解決機関としての作用が、そしてこの司法紛争解決機能に依拠する市民生活が崩壊する。

今、司法と市民生活は危機にある。

以 上